

武蔵村山市行財政運営懇談会報告書

令和2年11月

武蔵村山市行財政運営懇談会

はじめに

本懇談会は、市民に開かれた簡素で効率的な市政運営の実現に向けて、武蔵村山市（以下「本市」という。）の行財政に係る課題を総合的見地から調査検討することを目的として設置されたものである。

現在、本市では、平成27年度に策定した第六次行政改革大綱に基づき行政改革を進めており、市民サービスの充実、事務事業の見直し、市民協働の推進など、一定の成果が得られていることを確認した。

しかしながら、依然として本市の財政状況は好転には及んでおらず、道路などのインフラ設備の更新、老朽化に伴う公共施設の改修など、今後の発生が見込まれている行政需要に対応していくためには、中・長期的な展望を持った財政運営が不可欠であると考えます。

このため、本懇談会では、その設置の目的を踏まえつつ、全3回にわたる会議を開催し、専門的な見地及び市民の視点で検討を進めてきた。これらの検討を通じ、本市への期待を盛り込んだ意見として、本報告書を提出するものである。

本市においては、第七次行政改革大綱の策定に当たり、本報告書の趣旨を十分に尊重するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による不安定な社会経済情勢下にあっても、市長のリーダーシップのもと、成果の見える行政改革を確実に実行されるよう望みたい。

第1 総合的意見

本懇談会は、第七次行政改革大綱（素案）を基に、多角的な視点から審議を行い、基本的にこれを了承するものであるが、楽観できない本市の財政状況を改善し、複雑多様化する社会経済情勢の変化に即応した行政サービスを提供し続けていくためには、検討サイクルが定められているものも含め、各推進項目の検討時期を改めて精査し、可能な限り速やかに行政改革が実施されるよう求めるものである。

また、各推進項目の検討に当たっては、行政特有の縦割りをなくした検討体制の構築が重要であり、所管課のみならず関係各課が緊密に連携して取組を実施することによる相乗効果に期待したい。

なお、素案に掲げられた推進項目には今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する取組も見受けられるが、今後新たな感染症や大規模な災害が発生した場合には、本大綱にとらわれることなく、必要な施策を速やかに実施されたい。

第2 各推進項目に関する意見

「第3章 行政改革の推進項目」に掲げる取組について、本懇談会で出された各委員の意見等を以下のとおり整理する。

今後、各推進項目の検討又は実施に当たっては、これらの意見を参考にしていただくようお願いする。

1 【改革の柱①】時代の変化に対応した行政サービスの提供関連

(1) 項番1「電子申請サービスの拡充」について

効果的に電子申請の項目を拡充していくためには、市役所の各窓口で行っている手続の件数を調査するなど、実態把握に努めた上でニーズの高い手続から拡充することを求めたい。

(2) 項番3「窓口の混雑解消に向けた新たな取組の実施」について

単に「インターネット上で確認できる」となっているが、「スマートフォン等」と加え、どのような機器を利用して確認できるのか明記すべきである。

また、インターネットを活用して窓口の混雑状況を確認できる仕組みを構築していくことには賛同するが、高齢者等のインターネットの活用に慣れていない者へのフォローも必要であり、窓口の手続における高齢者等を対象とした予約制度の導入等も併せて検討すべきである。

(3) 項番6「死亡・相続ワンストップサービスの検討」について

死亡及び相続に関する手続は複雑であり、葬儀に関することや不動産、銀行口座等の管理に関することなど、市役所以外で行うことも多数存在するため、そのような手続への対応も含め、市民にとって利便性の高いサービスの実現に向けて検討することを求めたい。

(4) 項番8「企業誘致制度の在り方の検討」について

伊奈平地域など、道路の幅が狭い地域においては、トラック等の往来が困難であることを理由に好条件の土地があっても企業の進出には至っていない状況にあるため、道路の拡幅についても併せて検討すべきである。

(5) 項番12「福社会館の在り方の検討」及び項番14「子どもカフェ事業の見直し」について

コミュニティ拠点としての在り方を検討するという目的が類似していることや、年次計画における検討時期が同じであることを踏まえれば、別の推進項目であることにとらわれずに所管課同士が緊密に連携することにより、効果的に取組が実施されることに期待したい。

(6) 項番15「地域公共交通の見直し」について

市の南部は特に交通の便が悪く、南部の事業者が市外から通勤する従業員の雇用に課題を抱えているため、地域公共交通の見直しに当たっては、通勤時間帯における「MMシャトル」の増便など、市民の利便性だけでなく、市外から通勤する者の利便性の向上も視野に入れて検討することを求めたい。

(7) 項番18「空き店舗活用事業の実施」について

市内の個人商店など、事業規模の小さい店舗においては、後継者がおらず、廃業するケースが多くなっていることから、市内の経済の発展に向けて、商工会、金融機関及び市が緊密に連携して空き店舗を活用した事業を実施していくことに期待したい。

- (8) 項番 2 0 「お互いさまサロンの拡充」について
お互いさまサロンの実施場所として、高齢者の集まる福祉会館を活用することも考えられるため、項番 1 2 「福祉会館の在り方の検討」と併せて効果的な活用の検討を求めたい。
- (9) 項番 3 1 「自主防災組織の活性化策の検討」について
地域の防災機能・意識を向上させるためには、自主防災組織を活性化させることも重要であるが、地域で防災活動を行う消防団が抱える人材不足を解消するための方策を併せて検討していくことを求めたい。
- (10) 項番 3 2 「自主防犯組織の活性化策の検討」について
地域の防犯機能・意識を向上させるためには、自主防犯組織を活性化させることも重要であるが、より効果的な防犯対策の実施に向けて、市内の通学路等に設置した防犯カメラによる犯罪抑止効果等の検証を併せて行うことを求めたい。
- (11) 項番 3 3 「新たな自治会活性化策の実施」について
自治会の加入率は年々減少し、このままでは加入率の増加が見込めないと思料されることから、自治会に加入する利点が目に見えて分かる活性化策の実施を求めたい。
また、項番 3 1 「自主防災組織の活性化策の検討」、項番 3 2 「自主防犯組織の活性化策の検討」及び項番 3 4 「災害ボランティア運営体制の整備」についても、自治会の協力があって成り立つものであるため、本推進項目については、特に注力して実施すべきである。
- (12) 項番 4 0 「広聴のデータベース化」について
市長への手紙等を全て電子化することは難しいと思料するが、紙に記載して寄せられた意見等を市の職員が改めて入力する方法では負担が掛かってしまうため、電子的に受け付ける仕組みの充実と併せて取組を進めるべきである。

2 【改革の柱②】 将来を見据えた弾力的な行財政基盤の確立関連

- (1) 項番 4 1 「職員定数の適正化」について
職員定数の適正化に当たっては、各課の時間外勤務時間を正確に把握した上で、負担が多く発生している課に人員を配置すべきである。
また、時間外勤務を特定の時期にだけ行っているのであれば、繁忙期に経験者を配置することや時間外勤務を行っていない課の職員を兼務させるなど、効率的な事務執行を求めたい。
- (2) 項番 4 2 「新たな勤務意欲向上策の実施」について
地域の活動や催し物等に多くの職員がボランティアとして参加していると認識しているが、こうした活動への自発的な参加を促進する支援の充実など、取組内容に例示された方策だけでなく、幅広く効果的な取組を検討すべきである。
- (3) 項番 4 5 「職員接遇マニュアルの改訂」について
マニュアルが存在することにより事務的な接遇が行われないことがないよう、職員個人の個性もいかしつつ、来庁する市民の気持ちに配慮した丁寧な接遇が行われるよう期待したい。
- (4) 項番 5 2 「市税等収納対策の推進」について
既に一定の取組を実施しているものと思料するが、収納率の向上に当たっては、口座振替による納付が最も効果的であると考えられるため、更なる推進に努めるべきである。
- (5) 項番 5 3 「介護保険料収納対策の推進」について
介護保険料の収納率を向上させていくことは重要であるが、介護保険料を滞納した高齢者等が督促状に記載された内容を理解できずに放置してしまい、年金を差し押さえられることで生活に支障が出てしまう事例が他市で問題となっているため、高齢者等に配慮した丁寧な対応を求めたい。
- (6) 項番 5 9 「通勤手当の見直し」について
職員の人件費の適正化に関することであり、第七次行政改大綱の推進項目に掲げ、年次計画を定めて実施する取組ではないと思料するため、可能な限り早期に実施することを求めたい。

(7) 項番 7 3 「電子決裁システムの導入の検討」について

紙に押印する代わりに単に電子決裁システムを導入するだけでは、業務の効率化にはつながらないため、システムの導入に併せて不要なプロセスを省くなど、事務処理方法の見直しを行うべきである。

資料編

1 行財政運営懇談会設置要綱

○武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱

〔平成17年6月1日〕
訓令（乙）第107号

（設置）

第1条 武蔵村山市の行財政に係る課題を総合的見地から調査検討し、もって市民に開かれた簡素で効率的な市政運営の実現に資するため、武蔵村山市行財政運営懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を調査検討し、市長に報告する。

- (1) 今後の行財政運営のあり方に関すること。
- (2) 行政改革の方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員7人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 公共的団体の代表者等 3人
- (3) 公募による武蔵村山市民 2人

（会長及び副会長）

第4条 懇談会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（任期）

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって満了する。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、企画財政部行政経営課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱（平成12年武蔵村山市訓令（乙）第69号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月24日訓令（乙）第22号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令（乙）第62号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 行財政運営懇談会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
細 川 和 憲	識見を有する者	元東京経済大学現代法学部教授
阿 部 慶 一		税理士（東京税理士会立川支部）
石 橋 修	公共的団体の代表者等	武蔵村山市公立学校PTA連合会
田 中 伸 彦		武蔵村山市商工会
萩 原 健 次		武蔵村山市自治会連合会
斉 藤 あき子	公募による武蔵村山市民	
高 梨 和 人		

3 行財政運営懇談会の審議経過

	開 催 日	議 題 等
第1回	11月13日（金）	・会長及び副会長の互選について ・会議の公開に関する運営要領の制定について ・武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について
第2回	11月17日（火）	・武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について
第3回	11月24日（火）	・武蔵村山市行財政運営懇談会報告書（案）について